2026年度第1回神戸市地域包括支援センター運営協議会の報告

1．日時　　2026年7月29日(水)　13時00分～15時00分

2．開催場所　三宮研修センター　8階805号室

3．出席者　　18委員中15人出席

4．議題

【協議事項】
(1) あんしんすこやかセンターの所在地変更について
(2) 2027年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について
　⇒すべて承認を得た。

【報告事項】
(3) 2025年度あんしんすこやかセンター運営状況
(4) 公正・中立性の確保について
(5) 指定居宅介護支援事業者の介護予防支援指定について
(6) あんしんすこやかセンター収支決算書・予算書（非公開）

5．当日出された主な意見および事務局回答

【協議事項】

(1) あんしんすこやかセンターの所在地変更について

・(委員)
商店街に近く非常に便利なところで、須磨区役所も近いため連携も緊密にしてもらえるのではと思っている。車できた場合に、駐車場は近隣にあるのか。また、資料の中で、「現在の場所と変更後の場所との距離は約400m（徒歩5分程度)」と記載があるが少し早いと思うので、徒歩8分が適切かと考える。
→(事務局)
須磨区役所との連携に関しては今も緊密に行っているが、今後も引き続き連携をとっていく。
駐車場に関しては、当センターに限らず、必ずしも駐車場完備というわけではないため、近隣のパーキング等を利用してもらうことになる。
徒歩の表記については8分に訂正する。

・（委員）
変更後の場所が建物の２階であるが、市民へどのように示していくのか。
→（事務局）
建物２階部分の壁面に看板等を設置して表示することは可能と聞いているため、通りから目視で確認ができるのではと判断している。
→（委員）
移動後、現地確認もお願いしたい。

・（委員）
エレベーターはあるか。
→（事務局）
ある。
→（委員）
先ほど２階に看板を、とあったが、それ以外にも移転することの周知をできないものか。
→（事務局）
当協議会で承認の後、センターで来所者に対してチラシ配布等行うと聞いている。
→（委員）
来所者とは従来から利用している人のことだと思うが、新しく利用を考えている人に対しても案内するべき。
→（事務局）
移転案内は、事前に地域の関係者や民生委員等に配布を行ったり、地域行事等に出向いて広報を行ったりすると聞いている。

・（委員）
原因不明の悪臭は継続しているのか。原因は何か調査しないのか。
→（事務局）
継続している。センターからは、下水のような臭いであるということと、建物の真下に地下鉄が通っており、風圧の関係で悪臭を感じるタイミングがあると聞いている。地下鉄の影響というよりは建物の老朽化によるものとも聞いている。
→（委員）
老朽化ということだが、他のセンターで同様の案件はないのか。
→（事務局）
今のところそういった相談は受けていない。
→（委員長）
建物の悪臭や老朽化に関しては当会議には直接関係のないことではあるが、心配な内容ではあるため、庁内で情報共有してもらい適切な処置をとってもらいたい。

（2）2027 年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について

・（委員）
運営体制について。「センター間の不公平」というのはどのようなことか。また、「住民の利用度の高い時間に」とあるが、記載されている５つのパターンの中で、例えばアンケートをとるなど実際の利用度は確かめているのか。

→（事務局）
現在、窓口開所時間は法人の判断により決定されているためセンターごとに統一されていない。市民は担当するセンターが居住地で決まっているため、同じ時間帯に開いているセンターと開いていないセンターがあるのは不公平であることから、開所時間を 9 時から 17 時に統一することで公平性を確保したいと考えている。なお、区役所の窓口も同一の開庁時間となっている。職員の働き方改革という点においてもそのようにしたいと考えている。

→（委員）
9 時から 17 時の時間帯に相談がしづらい人に対しては配慮するよう指示は出しているのか。また、「パターンを①から⑤の中から選択」とあるが、例えば担当のセンターが土曜日しか開所していない場合に、日曜日しか相談できない人がいたとしたら、どのように対応するのか。

→（事務局）
現状もそうだが、センターには緊急時に対応できる体制をとってもらっている。平日の時間は区役所と統一するが、土日祝日のいずれかを開所することにより平日に相談しづらい人を受けられる体制にしている。個別の事情については、個別対応になる。どのパターンを１つもしくは複数選択するかは、次回公募で各法人から提案してもらうことになる。

→（委員長）
開所時間等については前回の本協議会で話し合った内容であり、その際色々な意見があったが、結果的にこの５つの中から選ぶ形で進めることになった。なかなか公平性とまではいえないが、この形で進めていく。

・（委員）
24 時間、特に夜間の連絡体制はどのようになっているのか。

→（事務局）
前回の本協議会の議題であったが、時間外は、「センターの代表電話を留守電にし、緊急時の連絡先をアナウンスしてもらう」か「センターへの電話を施設に転送し、緊急時の対応をする体制をとる」など、何らかの形でセンター職員に緊急対応の連絡がいくようになっている。

→（委員）
先日、社会保障審議会にて、時間外対応について、職員の携帯電話や併設施設への電話転送は職員の負担が大きいため、例えばオンコール代行事業者を活用するなど職場の環境改善を行ってほしいという意見が出ていた。神戸市としてはどのような見解か。

→（事務局）
オンコール代行事業者の場合、対応しているケースの情報がないままの対応となり一次的な対応しかできないことから、現状では活用を検討していない。次期公募に向けても、現状と同様に運用してもらうことを考えている。

・（委員）
昔は、介護申請の相談をしたいとき、高齢者がセンターに相談に行けない場合にセンター職員が高齢者宅を訪問してくれていたが、先日、来てもらえる人だけにしか対応できないと発言したセンターがあったと聞いた。最近は対応方法の方針が変わったのか。
→（事務局）
現在も、センターに来所可能な人には来てもらっているが、必要に応じて訪問も行っている。対応方針は変わってはいないので、もしそのような話があるのであれば事実確認とともに必要に応じて指導等も行っていく。

・（委員）
センターは生活の最後の砦だと思っているので、困ったときにいつでも相談できるところであってほしい。開所時間帯を決めたと言われても、緊急の窓口はきちんと開けておいてもらいたい。また、今のセンター業務が過多になっているのであれば、もう少し集約化する方法もあるのではないか。中学校区を基準に 76 センター設置しているという話だが、中学校区にも変化があるわけで、そういったことも含めてセンター数が適切なのかどうか議論に上げてもらいたい。
→（事務局）
緊急時の対応は必要と考えている。センターに連絡があった際、緊急連絡先の案内や、直接施設を通じて職員につながる等の体制を引き続き取っていく。
集約化については検討しているところではあるが、2040 年ごろまでは高齢者数が増加していく見込みであり、その状況下でセンター数を減らすということは議論しづらいため現状は議題にあげていない。将来的には当然、そのようなことも検討していく必要があると認識している。

・（委員）
開所時間が統一されるとのことなので、開所時間外の緊急的な問い合わせがどの程度あるのか、統計を取っていくのがよいと思う。統計結果によって、センターのみで対応するのか、集約化する等の対策が必要なのかという検討材料になるのではと思う。
→（事務局）
今回検討するにあたり複数センターへ状況をヒアリングし、前回の本協議会にて提案した次第である。今後に向けて統計を取ることについては検討したい。

【報告事項】

（3）2025 年度あんしんすこやかセンター運営状況

・（委員）

資料 14 ページ、地域ケア会議の開催実績について。地域ケア会議は多職種が集まり意見交換ができる貴重な場であるが、年々開催回数が減ってきている。今後、センターの開所時間が縛られる中、さらに地域ケア会議の開催が減るのではないかと懸念しているがどうか。

→（事務局）

地域ケア会議開催にあたっては、関係者との事前調整やどのようなテーマで実施するかなどの準備に時間がかかるため、センター業務が多忙な中での負担感は一定あると思っている。ただ、あくまでも 9 時から 17 時というのは窓口の開所時間であるため、それによって地域ケア会議の開催のしづらさが生じるとは考えにくい。市としては、開催にあたる事務負担を軽減できるよう検討していく。

・（委員）

地域ケア会議については医療介護サポートセンターに開催の通知をしてほしいと以前からお願いしている。

資料 6 ページ。成年後見制度は 353 件とあるが、相談件数ということなのであれば少ないのではと感じる。353 件の中で実際に成年後見の申請に至った件数、あるいは課題が何らかの方法で解決した件数は何件なのか。

資料 7 ページ。他都市では 3 職種のところ、神戸市では先駆的に 4 職種を配置しているが、少し前の厚生労働省の資料で、国として 3 職種を 4 職種にするという話があったと記憶している。神戸市の 4 職種と関連があるのか、内容がわかれば教えてほしい。

→（事務局）

地域ケア会議については、テーマによって必要な関係者に声かけしているため、医療介護連携など個別事案について声かけした際は協力をお願いしたい。また、医療介護サポートセンターが開催する会議にあんしんすこやかセンターを呼んでもらっていることもあると認識しているので、引き続き連携をお願いしたい。

相談件数について。353 件は相談対応実人数で、対応延べ件数は 1,748 件である。実際に解決につながったかどうかなど個別の事案については神戸市がすべて把握することはできていないが、実際に成年後見制度を利用して後見人や保佐人が選任され、日常生活の契約行為などが安定してできるようになった事案は区を通じて把握しているので、センターが支援する中で解決につながっているものと認識している。

4 職種について。神戸市の 4 職種は 3 職種＋地域支え合い推進員だが、地域支え合い推進員については、生活支援体制整備事業として配置しているものなので、国が言っているものとは異なると思われる。

後日確認

「厚生労働省の資料」は「第 135 回社会保障審議会介護保険部会（2026.6.29）」の資料のことで、基本指針（案）に、地域包括支援センターに必要に応じて配置できる職員として、「三職種以外のリハビリテーション専門職等の専門職や」という文言が追加されたことについての意見であっ

た。（追加されたのは下線部）　　※４職種目という意味合いではない。

→（委員）

地域ケア会議に関して、必要なものについては通知してもらっているとのことだが、基本的にはすべて通知してもらいたい。会議に参加するかはこちらで選択させてもらいたい。

資料６ページ。時間外対応の件数をみてみると、全体の３％程度あるとでている。先ほどの開所時間外の対応のところにつながるが、この３％の相談は無視してもよいのか。時間外の要望もあるのではないか。

→（事務局）

医療に関するところについては必要な場合に声かけするようセンターに周知を図りたい。

時間外の対応件数については少ないから無視してよいとは考えていない。ただ、この時間外対応件数の中には、緊急でないものも多く含まれているとセンターから聞いており、前回の本協議会の中で議論した次第である。

→（委員）

緊急・緊急でないという分け方はどうなのかと個人的には思うところである。

・（委員）

ケアマネジャー連絡会と「ケアマネジャーの役割」リーフレットを作成してもらった。神戸市からこういう形で広報・啓発してもらえるのは非常にありがたい。ただ、センター職員もシャドーワークが非常に多いので、あわせてセンター職員のシャドーワークについても検討してほしい。

→（事務局）

社会福祉法の改正で、頼りになる身寄りのない方への支援も増えてきているため、そういったところの制度の枠組みと併せて検討していくものと考えている。

今回の「ケアマネジャーの役割」に関しては、リーフレットの中にはセンター職員も同様だと書いており、ケアマネジメントを行うセンター職員もリーフレットを利用していると思う。はざまの仕事を誰がするのかというところは、引き続き、市としても検討していきたい。

・（委員）

資料 15 ページ「３（２）高齢者の見守りやつどいの場に関すること」について。街中で心配な高齢者をみかけるが、個人情報等の問題もありなかなか声かけするのは難しい。そこで、「ケアマネ」や「ヘルパー」などの肩書ではなく、「一般市民コンシェルジュ」のようなものがあれば困っている高齢者の手伝いがしやすいのではと思う。

→（事務局）

声をかける側がどのように声かけしたらよいのかわからず、声かけのハードルが高いということだと思う。神戸市として具体的なことは言えないが、認知症高齢者声かけ訓練や認知症サポーター養成講座などを通じて声かけの仕方を伝えるなど、取り組みを進めていきたい。

（4）公正・中立性の確保について

・（委員）

資料 19 ページ。「サービスの偏りにかかる正当な理由の例」の中に「①サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合」とあるが、資料 20 ページをみると①を理由に選んでいる

ところが多く、特に、介護予防通所リハビリのところに多いと感じる。「サービスの質が高い」というのは具体性に欠ける内容に思うが、どういったことを指すのか説明してほしい。

→（事務局）

把握している情報の一例をあげると、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、セラピストが充実しており、セラピストによる時間管理の下、医療に特化した質の高いサービス提供がされているため」というものがある。介護予防通所リハビリのため、医療機関もしくは老人保健施設などで提供されているものかと思う。個々の事例について詳細を把握しているわけではないが、「サービスの質が高い」とは、当該施設で提供されているリハビリの内容や体制を勘案して本人がそこでリハビリを受けたいと希望選択したものである。

→（委員）

施設の説明の仕方にもよるのではと思う。利用者の希望が優先されるのはもちろんだと思うが、具体的に関わっている施設から誘導されればそこを利用する流れになると思うので、本当に本人が希望してそこを選んだのか、あるいは本当にこのサービスが必要なのか、というところは反省すべきところは反省できるような形が望ましいと思った次第である。

→（事務局）

センターの公正・中立性の確保では、適切に情報提供して本人が選択できるように支援すること、特定の事業者に誘導することのないようにすること、を目的として取組を行っている。センター職員は高齢者に情報提供したり、本人の選択を支援したりということで関わってくれているため、結果として、センター職員は適切に対応できているとみてよいと考える。

（5）指定居宅介護支援事業者の介護予防支援指定について

・（委員）

介護予防支援の指定を受けた事業所が実際に受けている案件数は出ているのか。

→（事務局）

当一覧は指定を受けた事業所の一覧であり、受けている案件数は示していない。

→（委員）

指定件数や具体的な事業所名については報告をもらったが、それぞれの事業所がちゃんと機能しているかといったことは、別途の委員会等で報告してもらっているという理解でよいか。

もちろん、神戸市が指定している事業所であるので、必要であれば監査するということで理解する。